

現行（令和2年8月）	修正案（令和6年1月時点）	備考
<p><b>第12章 協力及び応援</b></p> <p><b>第1 河川管理者の協力</b></p> <p>河川管理者（北海道開発局長又は道知事）は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体（町）が行う水防のための活動に次の協力を行う。</p> <p><b>&lt;河川管理者の協力が必要な事項&gt;</b></p> <p>(1) 水防管理団体（町）に対し、河川に関する情報（国及び道管理河川の水位及び雨量、河川管理施設の操作状況に関する情報、CCTVの映像、ヘリ巡視の画像等）の提供</p> <p>(2) 水防管理団体（町）に対し、氾濫（決壊又は溢流）想定地点ごとの氾濫水到達の事前提示、及び水防管理者（町長）等から異常な漏水等についての通報を受けた場合には通報すべき関係者（関係機関・団体）の提示</p> <p>(3) 堤防等が決壊したとき又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したとき（氾濫発生情報を発表する場合を除く。）、河川管理者による関係者及び一般への周知</p> <p>(4) 重要水防箇所の合同点検の実施</p> <p>(5) 水防管理団体（町）が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加</p> <p>(6) 水防管理団体（町）及び水防協力団体の備蓄資機材で不足するような緊急事態に際し、河川管理者の応急復旧資機材又は備蓄資機材（災害対策用機械を含む。）の貸与</p> <p>(7) 水防管理団体（町）及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣（リエゾンの派遣）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣</p> <p><b>&lt;河川管理者の援助が必要な事項&gt;</b></p> <p>(1) 水防管理者（町長）に対し、過去の浸水情報や周辺の地形情報等に鑑み、浸水被害の軽減に有用な盛土構造物等の情報を提供</p> <p>(2) 水防管理者（町長）に対し、指定しようとする浸水被害軽減地区の有用性について、過去の浸水情報や河道の特性等に鑑みた助言</p> <p>(3) 町長に対し、過去の浸水情報の提供や、町長が把握した浸水実績等を水害リスク情報として周知することの妥当性について助言</p> <p>(4) 水防管理者（町長）が行う浸水被害軽減地区の指定に必要な援助を行う際に、河川協力団体に必要な協力を要請</p> <p><b>第2 水防管理団体相互間の応援及び相互協定</b></p> <p><b>法第23条第1項の規定により</b>、水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者（町長）は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。</p> <p>応援を求められた水防管理者又は市町村長若しくは消防長は、自らの水防に支障がない限りその求めに応じるものとする。</p> <p><b>法第23条第2項の規定により</b>、応援のため派遣された者は、水防について応援を求めた水防管理者（町）の所轄の下に行動するものとする。</p> <p>水防管理者（町長）は、法第23条第1項の規定による応援が円滑、迅速に行われるよう、あらかじめ隣接の水防管理者等と相互に協定しておくものとする。</p>	<p><b>第12章 協力及び応援</b></p> <p><b>第1 河川管理者の協力及び援助</b></p> <p>河川管理者（北海道開発局長又は知事）は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体（町）が行う水防のための活動への協力及び水防管理者等が行う浸水被害軽減地区の指定に係る援助に次の協力を行う。</p> <p><b>1 河川管理者の協力</b></p> <p>(1) 水防管理団体（町）に対し、河川に関する情報（国及び道管理河川の水位及び雨量、河川管理施設の操作状況に関する情報、CCTVの映像、ヘリ巡視の画像等）の提供</p> <p>(2) 水防管理団体（町）に対し、氾濫（決壊又は溢流）想定地点ごとの氾濫水到達の事前提示、及び水防管理者（町長）等から異常な漏水等についての通報を受けた場合には通報すべき関係者（関係機関・団体）の提示</p> <p>(3) 堤防等が決壊したとき又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したとき（氾濫発生情報を発表する場合を除く。）、河川管理者による関係者及び一般への周知</p> <p>(4) 重要水防箇所の合同点検の実施</p> <p>(5) 水防管理団体（町）が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加</p> <p>(6) 水防管理団体（町）及び水防協力団体の備蓄資機材で不足するような緊急事態に際し、河川管理者の応急復旧資機材又は備蓄資機材（災害対策用機械を含む。）の提供</p> <p>(7) 水防管理団体（町）及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣（リエゾンの派遣）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣</p> <p><b>2 河川管理者の援助</b></p> <p>(1) 水防管理者（町長）に対し、過去の浸水情報や周辺の地形情報等に鑑み、浸水被害の軽減に有用な盛土構造物等の情報を提供</p> <p>(2) 水防管理者（町長）に対し、指定しようとする浸水被害軽減地区の有用性について、過去の浸水情報や河道の特性等に鑑みた助言</p> <p>(3) 町長に対し、過去の浸水情報の提供や、町長が把握した浸水実績等を水害リスク情報として周知することの妥当性について助言</p> <p>(4) 水防管理者（町長）が行う浸水被害軽減地区の指定に必要な援助を行う際に、河川協力団体に必要な協力を要請</p> <p><b>第2 水防管理団体相互間の応援及び相互協定</b></p> <p>水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者（町長）は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。</p> <p>応援を求められた水防管理者又は市町村長若しくは消防長は、自らの水防に支障がない限りその求めに応じるものとする。</p> <p>応援のため派遣された者は、水防について応援を求めた水防管理者（町）の所轄の下に行動するものとする。</p> <p>水防管理者（町長）は、応援が円滑、迅速に行われるよう、あらかじめ隣接の水防管理者等と<b>情報共有体制等</b>について相互に協定しておくものとする。</p>	

現行（令和2年8月）	修正案（令和6年1月時点）	備考
<p><b>第3 警察官の援助要求</b></p> <p>法第22条の規定により、水防管理者（町長）は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対し、警察官の出動を求めることができる。</p> <p>その方法等については、あらかじめ美幌警察署長と協議しておくものとする。</p> <p><b>第4 自衛隊の派遣要請</b></p> <p>自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条第1項の規定により、水防管理者（町長）は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、町地域防災計画第5章第29節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」に定めるところにより、道知事（オホーツク総合振興局長）に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができる。</p> <p>派遣要請の要求に当たっては次の事項を明らかにするものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害の状況及び派遣要請を要求する事由</li> <li>2 派遣を希望する期間</li> <li>3 派遣を希望する区域及び活動内容</li> <li>4 派遣部隊が展開できる場所</li> <li>5 派遣部隊との連絡方法、その他参考となるべき事項</li> </ol> <p>なお、道知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができない場合には、水防管理者（町長）が直接、自衛隊等に派遣を要請する旨の通知等を行うことになるため、事前に通知先となる自衛隊の関係部局と調整を行うものとする。</p> <p><b>第5 国（北見河川事務所、北見地方气象台等）との連携</b></p> <p><b>1 水防連絡会</b></p> <p>町は、道や網走開発建設部北見河川事務所が開催する水防連絡会に参加し、重要水防箇所、河川改修状況、水防警報、洪水予警報の連絡系統、既往洪水における出水状況、水防資材整備状況、その他水防に必要な河川情報について情報収集を行う。</p> <p><b>2 ホットライン</b></p> <p>町は、河川の水位状況については網走開発建設部北見河川事務所とのホットラインにより、また気象状況については網走地方气象台とのホットラインにより、迅速かつ十分な情報共有に努めるものとする。</p> <p><b>第6 企業（地元建設業等）との連携</b></p> <p>町は、出水時の水防活動に際し、水防活動等の委任、資機材の提供等に関し、地元の建設業等と協定を締結する等、企業との連携強化に努めるものとする。</p> <p>また、水防管理者より水防活動の委任を受けた民間事業者等は、水防活動委任証（様式1）を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。</p> <div data-bbox="691 1669 1397 1717" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 10px auto; width: fit-content;">資料1 水防活動委任証</div> <p><b>第7 住民、自主防災組織等との連携</b></p> <p>町は、水防活動の実施に当たっては、地域住民、自主防災組織等と連携を図り、水防のため必要があるときは、住民等に水防活動への協力を求めるものとする。</p>	<p><b>第3 警察官の援助要求</b></p> <p>水防管理者（町長）は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対し、警察官の出動を求めることができる。</p> <p>その方法等については、あらかじめ美幌警察署長と協議しておくものとする。</p> <p><b>第4 自衛隊の派遣要請</b></p> <p>水防管理者（町長）は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、町地域防災計画第5章第6節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」に定めるところにより、知事（オホーツク総合振興局長）に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができる。</p> <p>派遣要請の要求に当たっては次の事項を明らかにするものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害の状況及び派遣要請を要求する事由</li> <li>2 派遣を希望する期間</li> <li>3 派遣を希望する区域及び活動内容</li> <li>4 派遣部隊が展開できる場所</li> <li>5 派遣部隊との連絡方法、その他参考となるべき事項</li> </ol> <p>なお、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができない場合には、水防管理者（町長）が直接、自衛隊等に派遣を要請する旨の通知等を行うことになるため、事前に通知先となる自衛隊の関係部局と調整を行うものとする。</p> <p><b>第5 国（北見河川事務所、網走地方气象台等）との連携</b></p> <p><b>1 水防連絡会</b></p> <p>町は、道や網走開発建設部北見河川事務所が開催する水防連絡会に参加し、重要水防箇所、河川改修状況、水防警報、洪水予警報の連絡系統、既往洪水における出水状況、水防資材整備状況、その他水防に必要な河川情報について情報収集を行う。</p> <p><b>2 ホットライン</b></p> <p>町は、河川の水位状況については網走開発建設部北見河川事務所とのホットラインにより、また気象状況については網走地方气象台とのホットラインにより、迅速かつ十分な情報共有に努めるものとする。</p> <p><b>第6 企業（地元建設業等）との連携</b></p> <p>町は、出水時の水防活動に際し、水防活動等の委任、資機材の提供等に関し、地元の建設業等と協定を締結する等、企業との連携強化に努めるものとする。</p> <p>また、水防管理者より水防活動の委任を受けた民間事業者等は、水防活動委任証（様式1）を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。</p> <div data-bbox="1961 1669 2671 1717" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 10px auto; width: fit-content;">様式1 水防活動委任証</div> <p><b>第7 住民、自主防災組織等との連携</b></p> <p>町は、水防活動の実施に当たっては、地域住民、自主防災組織等と連携を図り、水防のため必要があるときは、住民等に水防活動への協力を求めるものとする。</p>	